

施設利用料金の改定について（お知らせ）

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、当公園内施設の利用料金を下記のとおり改定します。（項目のない利用料金については改定はありません。）なお、消費税率の改定が延期された場合は、利用料金の改定について改めてお知らせします。

○愛知県都市公園条例第8条の3第4項に基づく利用料金の額（新城総合公園） 指定管理者：愛知県都市整備協会・中日本エンジ名古屋グループ
（単位：円）

施設名	区分	単位	現利用料金の額	10月1日からの 利用料金
野球場		2時間につき	1,650	1,680
		4時間につき	3,290	3,350
		8時間につき	4,940	5,030
競技場	全部利用	2時間につき	1,650	1,680
		4時間につき	3,290	3,350
		8時間につき	4,940	5,030
	二分の一利用	2時間につき	1,240	1,260
		4時間につき	2,470	2,520
		8時間につき	3,700	3,770
庭球場		1コート 2時間につき	620	630
		1コート 4時間につき	1,230	1,250
		1コート 8時間につき	1,850	1,880

施設名	区分	単位		現利用料金の額	10月1日からの 利用料金
陸上競技場	専用利用	4時間につき		4,940	5,030
		8時間につき		8,740	8,900
	一般利用（団体）	4時間 につき	50人以下のもの	1,440	1,470
			51人以上100人以下のもの	3,190	3,250
			101人以上のもの	4,940	5,030
		8時間 につき	50人以下のもの	2,670	2,720
			51人以上100人以下のもの	5,250	5,350
			101人以上のもの	8,740	8,900
	運動器具	棒高跳 用支柱	1日1式につき	410	420
弓道場	専用利用	2時間につき		1,650	1,680
		4時間につき		3,290	3,350
		8時間につき		4,940	5,030